


当日配布

庁議付議事案書

開催・平成29年3月29日

所管部課	総務部 総務管財課	部長	広 沢 光 政		
件 名	東大和市庁舎宿日直業務服務規程の一部を改正する訓令について				
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則			
	部課機関	職員課			
<p>1. 要 旨</p> <p>平成29年4月1日から宿日直業務員に技能・労務系の職員が配属されることに伴い、東大和市庁舎宿日直業務服務規程について所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>①宿日直時間について、宿直を午後5時から翌日の午前8時45分までとし、日直を午前8時30分から午後5時15分までにするよう改める。</p> <p>②第4条を「削除」に改める。</p> <p>(2) 施行日 平成29年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 宿日直時間をより適正なものとする事ができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。